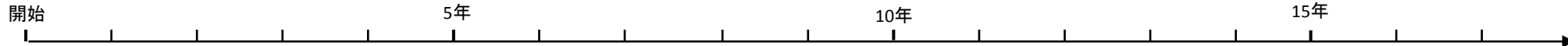


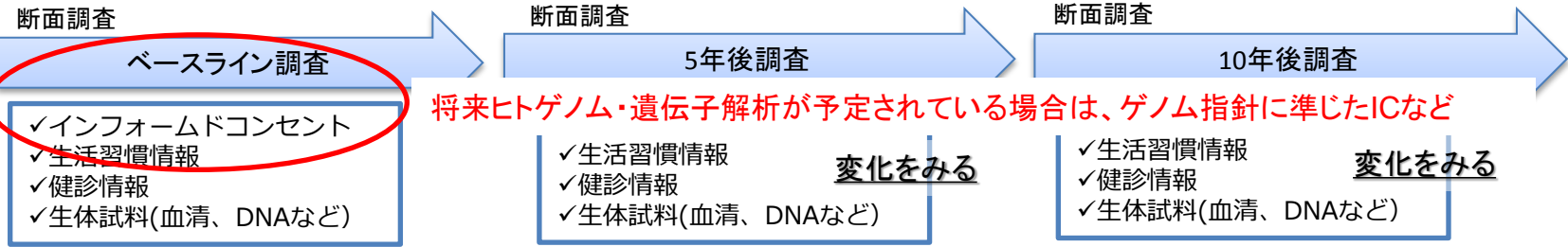
ゲノム研究を含む疫学・臨床研究の指針への適用

- 現状:「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」が適用され、疫学・臨床指針の対象外。
- 改訂:疫学・臨床指針の対象とする。
 - 疫学・臨床研究を主体とし、その一部としてヒトゲノム・遺伝子解析を行う研究については、疫学・臨床指針において「ヒトゲノム・遺伝子解析を含む場合の取り扱い」を定めるべき。
 - ICなど:試料収集の際に、ゲノム解析が予定されている場合は、ゲノム指針(平成25年2月8日改正指針:第3 提供者に対する基本姿勢、7 インフォームド・コンセント、8 遺伝情報の開示、9 遺伝カウンセリング)を遵守
 - 匿名化など:収集試料を用いてゲノム解析データが生じる部分においてゲノム指針(平成25年2月8日改正指針:第6 個人情報の保護、20 個人情報管理者の責務)を遵守

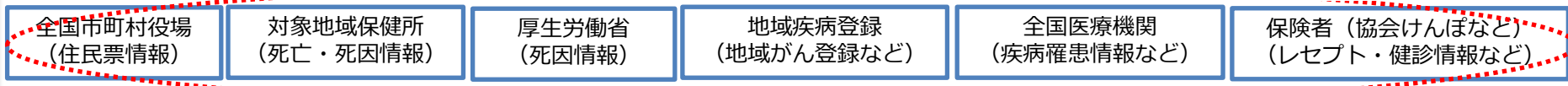
疫学研究を主体とし、その一部としてヒトゲノム・遺伝子解析を行う住民コホート研究における情報の流れ



各調査対象地域：市町村役場、保健所、基幹医療機関、大学等が関与

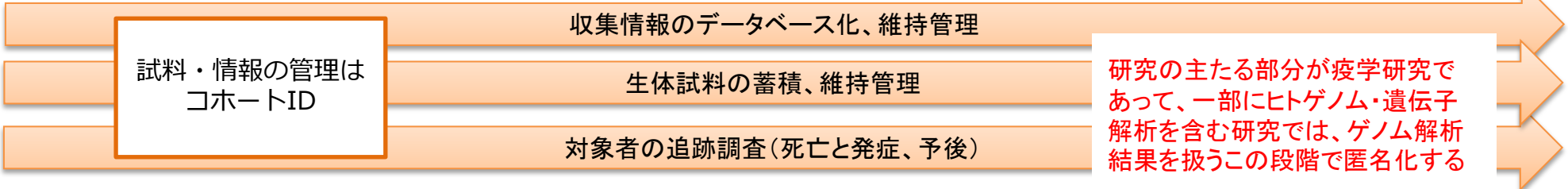


追跡調査に関する情報が提供される機関..... 本体が疫学研究である住民コホートにおいて、これらの機関にゲノム指針に準じた対応(匿名化や研究機関としての要件)を求めることは現実的でない



情報の突合は個人情報およびコホートIDを用いる

研究事務局：国立がん研究センター



ヒトゲノム・遺伝子解析を含まない研究

ヒトゲノム・遺伝子解析を含む研究

